

(2) 地域子育て支援拠点事業

主な担当課：子ども家庭支援課

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことで、特に在宅で子育てをしている家庭の孤立化の防止や育児による精神的ストレスの軽減につなげていきます。親としての心構えや子どもの成長過程に必要なことを伝える大切さ等を子育て支援員を通じて助言・指導しているキッズパーク事業（0歳から2歳までの親子が対象）を、9ヶ所の各児童館で特色を活かしながら引き続き実施するとともに、だれもが利用しやすく楽しめる事業、集まりやすい環境づくりを推進します。

【取組の方向】

時代の変化とともに子育て支援の方法や内容が多様化していることから、常に保護者のニーズを捉えながら支援機会の提供を行います。今後は、広報等を通じて子育て世帯以外の市民にも児童館や事業内容の周知を進めます。地域の人が集う子育て支援拠点としての位置づけを強めることで、子育て家庭の仲間作りを促進し、孤立化の防止を図ります。なお、老朽化した児童館については、建て替え等も視野に入れて、整備の検討を行います。

【量の見込みと確保方策】

児童館利用人数

(単位：人回／年)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1量の見込み	18,200	18,900	18,900	18,500	18,500
2確保内容	18,200	18,900	18,900	18,500	18,500
3過不足(2-1)	0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業（一般型）利用人数

(単位：延人／年)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1量の見込み	-	1,900	1,900	1,900	1,900
2確保内容	-	1,900	1,900	1,900	1,900
3過不足(2-1)	-	0	0	0	0

※一般型：公共施設や空き家等を活用した常設の地域拠点

児童館（連携型）：児童館等の児童福祉施設等を活用した地域拠点

(15)【新】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

主な担当課：こども園幼稚園課

【事業の概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる通園給付を行います。

【取組の方向】

本事業は子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として法制化されましたが、令和8年度から新たに乳児等のための支援給付として位置づけし直されたため、通園給付制度として実施します。

利用者や事業者に丁寧に制度の周知を行うなど事業の普及を図るとともに、利用実態を踏まえた適切な提供体制の確保を目指します。

【量の見込みと確保方策】

項目		年齢	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1. 量の見込み	必要受入 時間数 (月)	0歳児	-	29.8	27.9	27.4	27.0
		1歳児	-	216.1	211.6	207.1	202.6
		2歳児	-	139.2	135.9	132.5	129.7
		合計	-	385.1	375.4	367.0	359.3
	必要利用 定員総数 (日)	0歳児	-	0.2	0.2	0.2	0.2
		1歳児	-	1.6	1.6	1.6	1.5
		2歳児	-	1.1	1.0	1.0	1.0
		合計	-	2.9	2.8	2.8	2.7
2. 確保内容	受入可能 時間数 (月)	0歳児	-	-	-	-	-
		1歳児	-	-	-	-	-
		2歳児	-	-	-	-	-
		合計	-	396.0	396.0	396.0	396.0
	受入利用 定員総数 (日)	0歳児	-	-	-	-	-
		1歳児	-	-	-	-	-
		2歳児	-	-	-	-	-
		合計	-	3.0	3.0	3.0	3.0